

三十九 第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定都市鉄道整備準備金の計算方法)</p> <p>56-1 <b>特定都市鉄道整備準備金は、措置法第56条第1項に規定する整備事業計画.....</b></p> <p>(整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算)</p> <p>56-2 <b>法人が特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた特定都市鉄道整備準備金を含む。以下同じ。)への積立てを2以上の整備事業計画について行っている場合.....</b></p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>(特定都市鉄道整備準備金の計算方法)</p> <p>56-1 <b>措置法第56条の特定都市鉄道整備準備金は、同条第1項に規定する整備事業計画.....</b></p> <p>(整備事業計画が2以上ある場合の特定都市鉄道整備準備金の取崩しの計算)</p> <p>56-2 <b>法人が特定都市鉄道整備準備金への積立てを2以上の整備事業計画について行っている場合.....</b></p> <p><u>(積立限度超過額の認容)</u></p> <p>56-3 <b>法人が特定都市鉄道整備準備金勘定の金額を益金の額に算入した場合において、その益金の額に算入した金額が措置法第56条第3項又は第4項の規定により益金の額に算入すべき金額を超えるときは、その超える金額は同条第5項第4号に規定する任意の取崩額に該当することに留意する。この場合において、法人が計上していた特定都市鉄道整備準備金勘定のうちに積立限度超過額があり、法人がその超える金額のうち既往の積立限度超過額に達するまでの金額について既往の積立限度超過額の取崩しとして確定申告書等において損金の額に算入したときは、その計算を認めるものとする。</b></p> <p><u>(青色申告を取り消された場合等の特定都市鉄道整備準備金)</u></p> <p>56-4 <b>特定都市鉄道整備準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告による申告をやめた後、再び青色申告書の提出の承認を受け、その後において特定都市鉄道整備準備金勘定を積み立て</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し)</p> <p>56-3 <u>適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の措置法第56条第3項の規定による均分取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(海外投資等損失準備金の取扱い等の準用)</p> <p>56-4 <u>特定都市鉄道整備準備金の積立額の損金算入等については、55-17、55-18及び55の5-1の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p><u>た場合において、当該取り消され、又はやめる前に積み立てていた特定都市鉄道整備準備金勘定(以下「旧準備金勘定」という。)の金額があるときは、旧準備金勘定と新たに積み立てた特定都市鉄道整備準備金勘定とは区分して経理するものとする。この場合において、旧準備金勘定を有する法人が解散(合併により解散した場合を除く。)したとき又は当該旧準備金勘定の金額を取り崩したとき(措置法令第32条の9第2項により準用される措置法令第32条の4第4項の規定により取り崩した場合を除く。)は、当該旧準備金勘定の処理については、措置法第56条第3項から第5項までの規定の適用はないが、措置法令第32条の9第2項により準用される措置法令第32条の4第5項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の均分取崩し)</p> <p>56-5 <u>措置法第56条第3項の規定による特定都市鉄道整備準備金の均分取崩しについては、55-7の2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>